

# 岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 八 年 二 月 二 十 七 日

## 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十号

岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙は、令和八年三月八日に行う。

令和八年二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

岐阜県選挙管理委員会告示第二十一号

令和八年三月八日執行の岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

|                                                       |           |
|-------------------------------------------------------|-----------|
| 選挙管理委員会告示                                             |           |
| 岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙の選挙期日                                | (選挙管理委員会) |
| 岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務代理者                     | (同)       |
| 岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙における自動車燃料代確認事務並びにピラ及びポスター作成枚数確認事務の委任 | (同)       |
| 岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙における候補者等から岐阜県選挙管理委員会への届出等の場所         | (同)       |
| 岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙におけるポスターの検印場所等                       | (同)       |
| 岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時                       | (同)       |
| 岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 | (同)       |

|     |   |
|-----|---|
| (同) | 一 |
| (同) | 二 |
| (同) | 二 |
| (同) | 二 |
| (同) | 二 |
| (同) | 二 |
| (同) | 三 |

| 選 挙 所  | 長    | 選挙長の職務を代理すべき者 |
|--------|------|---------------|
| 住 所    | 氏 名  | 住 所           |
| 加茂郡坂祝町 | 若井 優 | 加茂郡坂祝町        |
|        |      | 金森 宏次         |

岐阜県選挙管理委員会告示第二十二号

令和八年三月八日執行の岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙において、岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年岐阜県条例第二十三号）第四条第一項第二号ロ、第四条の二及び第五条の規定による自動車燃料代の確認事務並びにビラ及びポスターの作成枚数の確認事務は、岐阜県選挙管理委員会可茂地方事務局長に委任する。

令和八年二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

岐阜県選挙管理委員会告示第二十三号

令和八年三月八日執行の岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三百三十条第二項、第四百二十二条第一項第四号、第八十条第三項、第八十二条第一項、第八十三条第三項、第八十九条第一項及び第九十七条の二第五項、岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年岐阜県条例第二十三号）第三条、第四条第一項第二号ロ、第四条の二及び第五条並びに岐阜県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成三十年岐阜県条例第四十一号）第三条第一項の規定により候補者等が行う岐阜県選挙管理委員会への届出等の場所は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

|                                       |                                                     |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 令和八年二月二十七日午前八時三十分から<br>令和八年二月二十七日正午まで | 兼瀬加茂市下井町下古井2610番地1<br>可茂総合庁舎 5 階 大会議室               |
| 令和八年二月二十七日正午以後                        | 兼瀬加茂市下井町下古井2610番地1<br>可茂総合庁舎 3 階 可茂県事務所<br>振興防災課事務室 |

岐阜県選挙管理委員会告示第二十四号

令和八年三月八日執行の岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第二百一条の十一第四項の規定により岐阜県選挙管理委員会が行うポスターの検印の場所並びに法第二百一条の八第三項において準用する同条第一項第六号、法第二百一条の十一第二項及び法第二百一条の十五第一項の規定並びに法第二百一条の八第三項において準用する同条第二項において準用する法第二百一条の六第三項の規定により政党その他の政治団体が行う岐阜県選挙管理委員会への届出及び申請の場所は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

一 法第二百一条の十一第四項の規定によるポスターの検印の場所

|                                       |                                                     |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 令和八年二月二十七日午前八時三十分から<br>令和八年二月二十七日正午まで | 兼瀬加茂市下井町下古井2610番地1<br>可茂総合庁舎 5 階 大会議室               |
| 令和八年二月二十七日正午以後五時まで<br>令和八年三月七日午後五時まで  | 兼瀬加茂市下井町下古井2610番地1<br>可茂総合庁舎 3 階 可茂県事務所<br>振興防災課事務室 |

二 法第二百一条の八第三項において準用する同条第一項第六号、法第二百一条の十一第二項及び法第二百一条の十五第一項の規定による届出の場所並びに法第二百一条の八第三項において準用する同条第二項において準用する法第二百一条の六第三項の規定による申請の場所

岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県庁 七階 岐阜県選挙管理委員会事務室

岐阜県選挙管理委員会告示第二十五号

令和八年三月八日執行の岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

一 場所

美濃加茂市古井町下古井二六一〇番地一  
可茂総合庁舎 四階 四一会議室

二 日時

令和八年三月九日 午前十時

岐阜県選挙管理委員会告示第二十六号

令和八年三月八日執行の岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙において発行する選挙  
公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

一 場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県庁会議室七〇四

二 日時

令和八年二月二十七日 午後五時三十分

令和八年二月二十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁  
岐阜文芸社